

(平成21年4月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	8 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	20 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	13 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年9月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年9月から45年3月まで

昭和44年9月、20歳の時に兄がA市において、私の国民年金の加入手続を行った。

国民年金保険料は、昭和44年9月から48年3月ごろまでは、兄が義姉の保険料と一緒に農協の組合勘定により納付し、48年4月の結婚後は、自分で私の保険料と妻の保険料と一緒に金融機関において保険料を納付した。

社会保険事務所の記録では、兄が保険料を納付した昭和44年9月から45年3月までの7か月について、保険料が未納となっている。

年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、7か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付について、同居の兄が国民年金の加入手続を行い、保険料の納付についても、兄が農協の組合勘定により、申立人の義姉の保険料と一緒にまとめて納付していたところ、義姉は、その夫である申立人の兄自身は国民年金に加入していなかったが、義姉及び申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料の納付についても、申立人が結婚し、家を出るまでの期間、農協の組合勘定により、義姉と申立人の保険料を一緒にまとめて納付していたと供述しており、申立人の主張と一致する。

さらに、一緒に保険料を納付していたとする申立人の義姉は、昭和39年4月に国民年金に加入後、保険料の未納は無く、申立期間について保険料が納付

済みとなっている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

北海道国民年金 事案 937

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から60年3月まで

昭和59年2月にそれまで勤めていた事業所を退職し、同年3月にA市役所において、国民年金の任意加入の手続を行った。

国民年金保険料は、昭和59年3月の保険料は、加入手続を行った時に窓口で納付し、その後の保険料は、毎月、妻の保険料と一緒にまとめて、A信用金庫において、納付書により納付した。

申立期間の保険料の納付を示す領収書は、7年間保存していたが、A市役所から、7年以上領収書を保存する必要が無いと言われたため、廃棄しており、現在、所持していない。

申立期間について、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、12か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人は、昭和59年2月にそれまで勤務していた事業所を退職し、同年3月に国民年金に加入したとしているところ、社会保険庁の記録から、申立人が59年2月29日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年3月5日に国民年金の被保険者資格を取得していることが確認でき、申立人の主張と一致する。

さらに、申立期間は、申立人が国民年金に任意加入の手続を行った直後の期間であり、申立人が、保険料を納付する意志が無いにもかかわらず、国民年金に任意加入したとは考え難い。

加えて、申立人は、申立期間の前後の期間の保険料は、いずれも納付済みと

なっており、申立期間のみ保険料が未納となっているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から同年3月まで

昭和47年1月にそれまで勤務していた会社を退職した際、公務員の父に国民年金への加入を勧められ、同年2月ごろ、A市役所において、国民年金の加入手続を行った。

昭和47年4月に結婚し、A市からB市（現在は、C市。）に転居したが、この時住民票の異動届と同時に国民年金の住所の異動届も行い、国民年金保険料も市役所の窓口で納付した。

その後、保険料の納付は、B市役所が自宅から遠く、交通の便が悪かった上、昭和48年7月に長男を出産したこともあり、半年分又は一年分の保険料をまとめて自宅付近の郵便局において納付した。

申立期間について、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識が高かったものと考えられる。

また、申立人は、昭和47年1月、それまで勤務していた会社を退職し、同年2月ごろA市役所において、国民年金の加入手続を行ったとしているところ、社会保険庁の記録から、申立人が同年1月21日に厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できる上、申立人の国民年金手帳が同年1月20日に発行されていることから、申立人はこのころ国民年金の加入手続を行ったと考えられ、申立人の主張と一致する。

さらに、申立人は、昭和47年4月、結婚を契機にA市からB市に転居しているが、この間国民年金に継続して加入し、転居による住民票の異動届と同時に国民年金の住所の異動届も行っている上、その時保険料もB市役所の窓口

において納付しており、住所異動の際にも適切に手続を行っていることから、申立人の国民年金に対する意識は高かったものと認められる。

加えて、申立人は、申立期間の前後の期間の保険料は納付済みとなっており、申立期間のみ保険料が未納となっているのは不自然である上、社会保険事務所では、本来、年度内の一部に未納がある場合に保存していなければならない申立人の特殊台帳を保存しておらず、申立期間を含む昭和 48 年度について、すべて納付済みであった可能性がうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から同年 9 月まで

A 市役所から国民年金の被保険者期間満了のお知らせを受け、夫とともに同市役所に行き、65 歳まで国民年金の任意加入の継続手続をして、国民年金保険料を納めたにもかかわらず、申立期間の国民年金が未納及び未加入期間となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 41 年 12 月から国民年金に任意加入し、申立期間を除き、国民年金加入期間の保険料をすべて納付しており、厚生年金保険の資格取得及び喪失に伴う国民年金の資格喪失及び任意加入の手続を途切れ無く適切に行っている。

また、申立期間における国民年金の任意加入手続及び保険料の納付は、申立人の夫が行っていたが、その夫は既に死亡しているため、任意加入手続の状況及び保険料の納付状況は不明であるものの、申立人は、国民年金の任意加入について A 市内の年金相談センターで説明を受けたこと、夫婦で相談して任意加入を決めたこと、及び昭和 61 年春ごろに申立人の夫とともに同市役所に赴いたことを詳細に記憶している。

さらに、申立人は、申立期間直前の昭和 61 年 3 月ごろに A 市から送付された文書を所持しており、同文書には申立人への被保険者期間満了の通知と任意加入できる旨のお知らせが記載されていることから、申立人は、同文書に基づき、申立人の 60 歳到達月である 61 年 4 月の直後に国民年金の任意加入手続を行い、併せて保険料を納付したものと考えるのが自然である。

加えて、社会保険庁のオンライン記録には、昭和 61 年 4 月に任意加入被保険者の資格喪失、第 3 号被保険者の資格取得及び資格喪失について 5 回にわた

る資格種別の取消処理が同年6月9日に行われていることが確認でき、A市から社会保険事務所への資格種別記録の進達に混乱があった形跡が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

- 1 申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の、A社B工場（現在は、C社。）における資格喪失日に係る記録及びA社（現在は、D社。）E工場における資格取得日に係る記録を昭和24年8月22日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

- 2 申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社E工場における資格喪失日に係る記録を昭和42年9月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していない認められる。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年8月31日から同年10月30日まで
② 昭和42年8月31日から同年9月1日まで

昭和19年3月17日から63年11月30日までA社に勤務していたが、B工場からE工場に転勤した際の申立期間①及びE工場からF支社に転勤した際の申立期間②の厚生年金保険の加入記録が欠落している。

厚生年金保険料控除の事実が確認できる資料等はないが、両申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、人事発令記録、職員異動連絡票及び雇用保険の記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し(昭和24年8月22日にA社B工場から同社E工場に異動)、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人に係るA社E工場における昭和24年10月の社会保険事務所の記録から、4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間②については、人事発令記録及び雇用保険の記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し(昭和42年9月1日にA社E工場から同社F支社に異動)、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人に係るA社E工場における昭和42年7月の社会保険事務所の記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和42年9月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年8月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料についての納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)事業主は、申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の、A社（現在は、B社。）C事業所における資格喪失日に係る記録及び同社D事業所における資格取得日に係る記録を昭和23年4月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年4月29日から同年5月15日まで
昭和21年11月1日にA社へ入社し、53年3月31日まで継続して勤務していた。

申立期間は、A社C事業所から同社D事業所へ転勤となった期間であるので、申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

人事記録(発令履歴書)、雇用保険の記録及び事業主の供述から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し(昭和23年4月26日にA社C事業所から同社D事業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社D事業所における昭和23年5月の社会保険事務所の記録から、600円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は厚生年金保険被保険者資格取得届における資格取得年月日を誤って届け出たため、申立期間の保険料を納付していないとしており、当該事業所が保管している被保険者資格取得届の控えによると、申立人の資格取得日が

昭和 23 年 5 月 15 日になっていることが確認できることから、社会保険事務所は申立人に係る 23 年 4 月分の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所（現在は、C社B支店。）における資格取得日に係る記録を昭和47年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月1日から同年5月1日まで
昭和44年3月1日にA社に入社し、平成8年3月20日まで勤務している。
昭和47年4月1日付けでD支社からB営業所に転勤しているが、社会保険事務所の記録によると、B営業所での厚生年金保険の被保険者資格取得日が同年5月1日になっている。

給与から厚生年金保険料が控除されていたと記憶しているので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、人事異動の発令が掲載されているA社D支社発行の社内報及び事業主の供述から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和47年4月1日にA社D支社から同社B営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社B営業所における昭和47年5月の社会保険事務所の記録から、8万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主

が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）の資格喪失日に係る記録を昭和42年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年5月31日から同年6月1日まで

昭和36年5月にA社に入社し、平成20年3月に退職するまで継続して勤務していたが、同社本店から同社C支店に転勤する直前の申立期間については、厚生年金保険に未加入となっている。

本支店間の厚生年金保険被保険者資格得喪手続における事務処理上の誤りと考えられるので、申立期間について同保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する社員カード及び雇用保険の被保険者記録により、申立人がA社に継続して勤務していたことが確認できる（昭和42年5月1日にA社本店から同社C支店に異動）。

また、社会保険事務所の記録によれば、A社C支店が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和42年6月1日であったことが確認できるが、社会保険事務所の記録により、当該事業所において同日に厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できるとともに生存が確認された5人に照会したところ、このうち一人は、「昭和42年4月1日に同社D支店から同社C支店に異動した。」と供述している上、同日付けでA社（本店）において同保険の被保険者資格を取得していることが確認できるとともに、他の一人も、「C支店が開店する1年以上前から、開店準備のためC市内で顧客開拓を行った後、そのまま

同支店に勤務した。」と供述している上、当該期間についてはA社（本店）において同保険の被保険者であったことが確認できることを踏まえると、当時、同社では、同社C支店が同保険の適用事業所となる以前の期間において同支店に勤務していた者については、同社本店において同保険に加入させる取扱いであったものと考えられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和42年4月の社会保険事務所の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和42年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

北海道国民年金 事案 940

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から平成2年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から平成2年12月まで

昭和57年に結婚し、58年4月に初めて国民年金納付書が送られてきて、同時期に社会保険庁職員と思われる男性から電話があったが、その年は納付しなかった。59年4月にまた納付書と納付を求める電話があったが、再度納付できないと断った。60年に再々度納付書が送られてきて、その時に私は30歳で、55歳まで保険料を納付したら、ちょうど25年の受給資格を満たすことになるので、悩んだ末に60年4月から夫の国民年金保険料と一緒に納付を始めた。申立期間が未納及び免除期間となっていることに納得がいかない。納付している事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自分で国民年金に加入手続をしたことが無く、「昭和58年及び59年の4月ごろに国民年金保険料の納付書が送付され、同時期に納付を勧める電話もあったが、その当時は納付を断り、60年4月に送られてきた納付書により国民年金保険料の納付を開始した。」と主張している。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所の国民年金手帳前渡整理簿から、平成2年9月に払い出されていることが確認できるほか、A市の「国民年金業務の沿革」では、同年9月に当時34歳及び35歳の国民年金未加入者を対象に、職権適用により国民年金に加入させていたとの記録があることから、当時35歳であった申立人に対し職権適用による国民年金加入手続が行われ、20歳到達月までさかのぼって国民年金被保険者資格を取得させたものと推認できる。

また、職権適用が行われた平成2年9月の時点では、申立期間のうち昭和63年6月以前の国民年金保険料は時効により納付できない上、それ以前に申

立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から42年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から42年6月まで

昭和36年ごろ、国民年金への加入を友人に勧められ、私の夫にA市役所で加入手続をしてもらった。その後、国民年金保険料を2か月か3か月ごとに同市役所で納付し、領収書をもっていた。当時の領収書は残っていないが、申立期間について保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金への加入手続について、申立人の夫が行ったとして申立人自身は関与していない上、申立人の夫も既に死亡しているため、申立期間当時の国民年金への加入手続状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険庁の記録から昭和42年7月28日に任意加入した際にA市で払い出されたものと推認でき、それ以前に国民年金に加入した形跡も見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間である。

さらに、A市では、申立人が国民年金に任意加入していた昭和42年7月から43年3月までの国民年金印紙検認票は保管されているものの、それ以外の期間に係る同検認票は確認できず、同市において申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人に国民年金への加入を勧めた友人の供述による月額保険料は、申立人が国民年金に任意加入した昭和42年当時の金額に近い上、保険料と一緒に納付していたとする同僚も、申立期間は国民年金の未加入期間又は厚生年金保険加入期間であったことが確認できる。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を

納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から44年3月まで

昭和45年4月に、A町(現在は、「B町」)からC市への転出手続のため、妻が役場に行った際、同町職員から夫の私が国民年金に未加入であるので加入するように勧められた。さらに、36年までさかのぼって納付できるとの説明を受けたので、役場窓口において一時金で支払った。申立期間の保険料は納付したはずなので、未納とされることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が、申立期間に係る申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人に係る国民年金保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は、昭和45年4月に申立人の妻がA町役場で国民年金保険料を一時金で納付したとしており、申立期間の保険料をさかのぼって一括納付するには特例納付する以外に方法が無いが、A町在住当時は特例納付期間(昭和45年7月から47年6月まで)ではないため、同町で特例納付することはできない上、同町役場及び転居後のC市役所のいずれの窓口でも特例納付及び過年度納付の収納は行われていない。

さらに、申立人の妻が一時金で納付したとする国民年金保険料金額は、申立期間の保険料を特例納付した場合及び過年度納付した場合のいずれの金額とも大きく異なっており、申立内容に不自然な点が見受けられる。

加えて、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年3月まで

申立期間について、夫と一緒に国民年金に加入するとともに、集金人に夫の保険料と併せて納付したのに、自分だけ納付記録が無い。国民年金手帳に、資格取得日が昭和36年4月1日、資格喪失日が42年9月1日と明記されており、申立期間は間違いなく保険料を納付しているのので、納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度発足時に国民年金に加入したと主張しており、確かに申立人の国民年金手帳には資格取得日が昭和36年4月1日と記載されているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険庁の記録により、昭和37年11月から38年2月までの間に申立人の夫と連番で払い出されており、その時期に申立人の国民年金加入手続が行われ、同時に36年4月までさかのぼって資格取得（強制加入）されたと推認でき、それ以前に申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、集金人に夫婦二人分を納付したと主張しているが、申立人の夫は、その特殊台帳（マイクロフィルム）から、申立期間の保険料を昭和47年6月30日に特例納付したことが確認できることから、申立期間当時は、申立人の夫も保険料未納であったと推認できる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたと推定される時点では、申立期間の国民年金保険料には過年度保険料が含まれるが、当時、A市の集金人は過年度保険料を収納できない上、申立人は、保険料納付の時期及び金額などについての記憶が曖昧である。

加えて、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から61年3月までの期間及び62年4月から63年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年4月から61年3月まで
② 昭和62年4月から63年9月まで

国民年金保険料は絶対納めなければいけないと思って、毎月自分自身で銀行へ行って、夫婦二人分の保険料を一緒に納付した。申立期間当時は、A社を開いていて、経営も順調で納付が困難な状況ではなかった。間違いなく納めていたので、申立期間の納付事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、毎月、自ら銀行に行き、夫婦二人分の国民年金保険料を納付したとしているが、B市の被保険者名簿及び過年度納付記録簿により、申立期間①の直前の昭和58年度、両申立期間の間の61年度、申立期間②直後の昭和63年10月から平成2年3月までの期間については、申立人の夫が納付期限内に保険料を納付しているのに対し、申立人は、いずれも過年度納付していたことが確認でき、申立期間の前後において、申立人の保険料納付が滞りがちであった状況がうかがわれる。

また、申立人は、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付したとしているが、昭和58年4月から平成2年3月までの申立期間前後において、申立人及びその夫と一緒に納付していたことを示す記録が見当たらない上、申立期間②のうち62年11月から63年3月までの申立人の夫の保険料は未納と記録されている。

さらに、B市では、国民年金保険料の毎月収納方式は、昭和60年4月以降であり、それ以前は3か月ごとの収納方式であったことから、申立期間①のうち60年3月以前については、申立人が主張する収納方法と一致しない。

加えて、申立人が両申立期間について国民年金年保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月から48年3月まで

昭和44年10月に夫の転勤によりA町からB町に転居し、B町役場の窓口で、納付書に現金を添えて国民年金保険料を納付していた。申立期間の納付記録が無いことに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料をB町役場で納付書に現金を添えて納付したと主張しているが、B町では昭和46年9月まで印紙検認方式による納付が行われており、申立期間のうち46年9月までは、同町役場窓口では納付書による納付ができない。

また、申立人が所持する国民年金手帳には、申立期間の印紙検認記録欄に検認印が無く、昭和45年度及び46年度の印紙検認台紙が空欄のまま切り取られずに残っており印紙で納付した形跡が見当たらないこと、及び住所欄にB町の住所変更をした記録が無いことからみて、申立期間中において国民年金手帳を利用した印紙検認方式では納付していないことが確認できる。

さらに、申立人は、国民年金保険料を納付書により3か月又は半年ごと納付したとしているが、申立人が所持する領収書から、昭和48年4月から49年3月までの1年分の保険料を49年4月1日に納付したことが確認できるなど、申立期間当時の納付の方法及び納付の時期について、申立人の記憶は曖昧である。

加えて、社会保険事務所が保存する申立人の被保険者台帳（マイクロフィルム）には、住所欄がA町及びB町の異なる2種類の台帳があるが、両台帳とも申立期間は未納と記録されている。

このほか、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを

示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人に対し別の国民年金手帳記号が払い出されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から同年11月まで

国民年金制度が始まったときから国民年金に加入し、私と妻は国民年金保険料を納付してきた。また、毎年12月ごろにその年の1月から12月までの1年間分の保険料を役場で納付してきており、申立期間の保険料も厚生年金保険料と重複して納付しているはずであり、還付を受けた記憶も無いので納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「厚生年金保険と国民年金に同時に加入し、保険料を重複して納付すれば年金を増額して受給できると思っていた。」としているが、制度上、国民年金と厚生年金保険などの被用者年金に重複加入して保険料を納付することはできない。

また、社会保険庁のオンライン記録から、申立人は平成3年4月10日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことに伴い、国民年金第1号被保険者の資格を喪失し、同年12月1日に退職したことにより同資格を再取得したことが確認でき、これらの資格記録が訂正処理された等の不自然な状況はみられないほか、A町でも申立人に係る国民年金保険料の納付記録を保管していないことから、申立内容を確認することができない。

さらに、申立人は、申立期間直後の平成3年12月分（1か月分）の国民年金保険料をA町役場で納付したことを示す領収書を所持しているが、これは申立人の記憶する納付方法（毎年12月ごろにその年の保険料をまとめて納付する）と一致せず、厚生年金保険の資格喪失後の期間について納付を行ったとみ

るのが自然である。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 823

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年9月1日から36年3月1日まで

昭和34年8月から36年2月まで、A社B出張所でC職として勤務していたが、社会保険事務所に照会したところ、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答があった。厚生年金保険料控除の事実が確認できる資料等はないが、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無く、申立人も、厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する記憶が定かではない。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、昭和34年8月1日から35年9月1日までの期間はA社D支社で厚生年金保険に加入していることが確認できるが、申立期間については、申立人の厚生年金保険の加入記録は確認できない。

さらに、当該事業所に申立人の雇用状況及び厚生年金保険の適用の有無について照会したところ、「当時の関係書類が廃棄されており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況については確認できない。」との回答を得ている。

加えて、申立人が申立期間当時、一緒に勤務していた同僚等として名前を挙げた二人のうち一人は既に死亡しているとともに、もう一人については、個人を特定することができない上、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険事業所別被保険者名簿において厚生年金保険被保険者であったことが確認できる6人に照会し、5人から回答を得たが、申立てに係る事実

及び厚生年金保険の適用基準等を確認できる供述等は得られなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 824

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 8 月から 34 年 6 月まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答を得た。

申立期間はA社に勤務し、同社工場でB作業に従事していた。昭和 39 年 6 月から勤務したC社においてD資格を取得し、その時に交付を受けた「D技能者手帳」にも、A社に勤務していた旨の記載があり、当該事業所に勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとする事業所において厚生年金保険被保険者であったことが確認できる複数の者の供述から、期間の特定はできないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無く、申立人も、厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する記憶が定かではない。

また、申立人から提出のあった「D技能者手帳」を見ると、A社に勤務していた旨の記載が確認できるが、同手帳上の当該事業所の就職年月は昭和 33 年 7 月、退職年月は 39 年 2 月と記載されており、申立期間と相違しているとともに、社会保険事務所の記録上、申立人は、33 年 7 月（上記就職年月）から 39 年 2 月（上記退職年月）までの期間に、当該事業所とは別の事業所（計 3 事業所）において厚生年金保険に加入していることが確認できる。

さらに、社会保険事務所に保管するA社の健康保険厚生年金保険事業所別

被保険者名簿を確認したが、申立人の厚生年金保険の加入記録は確認できない。一方、同名簿において健康保険の整理番号の欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、社会保険事務所の記録によると、A社は既に適用事業所に該当しなくなっている上、当時の代表取締役及び役員については、所在不明であることから、申立てに係る事実を確認できる供述等は得られない。

その上、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとして名前を挙げた上司等4人のうち、3人は既に死亡している等により供述を得ることができないほか、所在が判明した一人からは、申立人の具体的な勤務期間及び厚生年金保険の適用の有無について申立てを確認できる供述等を得ることができない。

なお、社会保険事務所の記録により申立期間当時に当該事業所において厚生年金保険被保険者であったことが確認できる6人に照会し、5人から回答が得られ、このうち、「当該事業所において試用期間があった。」と供述している者は、昭和33年4月に当該事業所に入社したとしているものの、厚生年金保険の被保険者資格取得時期は35年5月とされていることが確認できるほか、申立人が厚生年金保険に加入していたことをうかがわせる供述等を得ることができなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年12月1日から47年6月1日まで

昭和41年7月1日にA社に入社し、48年3月31日に退職するまでB業務をしていた。給与から厚生年金保険料が控除されていたはずであるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の厚生年金保険被保険者記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録から、申立人はA社において、申立期間のうち昭和41年12月1日から同年12月10日までの期間、42年5月1日から同年11月30日までの期間、43年5月1日から同年11月30日までの期間、44年5月1日から同年11月30日までの期間、45年5月1日から同年11月30日までの期間、46年5月1日から同年12月10日までの期間及び47年5月1日から同年6月1日までの期間について勤務していたと認められる。

しかし、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

また、当該事業所に申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用状況等について照会したところ、「申立人が勤務していたことは覚えているが、当時の事業主は既に死亡しており、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用状況等は不明である。」と回答している。

さらに、申立人が名を挙げた同僚は、申立期間における厚生年金保険の加入記録が確認できない上、当該同僚からは、申立人の厚生年金保険の適用状況についての事実を確認できる具体的な資料及び供述は得られない。

加えて、社会保険事務所の記録から申立期間当時に当該事業所において厚

生年金保険の被保険者であったことが確認できる 10 人に照会したが、申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用状況についての事実を確認できる具体的な資料及び供述は得られない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 4 月 20 日から 36 年 4 月 1 日まで

昭和 26 年 4 月 20 日に A 社(申立期間中に B 社となり、現在は、C 社。)に入社し、D 職を務めるなど、10 年間勤務した。厚生年金保険料が給与から控除されていた物証等は残っていないが、A 社が年金制度に未加入のほ
ずはないと思うので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であった
ことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の長女が、申立人の厚生年金保険被保
険者記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除さ
れていたことが確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

また、申立人が名前を挙げた同僚は、申立期間における厚生年金保険の加
入記録が確認できない上、当該同僚は既に死亡しているため、申立人の勤務
実態や厚生年金保険の適用状況についての事実を確認できる具体的な資料及
び供述は得られない。

さらに、社会保険事務所の記録から、申立期間当時に当該事業所において
厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる 38 人に照会したところ、
そのうちの 5 人が、申立人が携わっていたと主張する E 部門を扱う部署が存
在していたことを記憶していたものの、申立人を記憶している者はおらず、
申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用状況についての事実を確認できる具
体的な資料及び供述は得られない。

加えて、当該事業所に照会したところ、申立人は、申立期間の一部の期間
について、当該事業所の下請事業所であった F 社に勤務していたことが確認

できるとの回答を得ており、社会保険事務所が保管するF社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したが、申立期間に申立人の名前は記載されておらず、一方、同名簿において健康保険の整理番号に欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

その上、社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、申立人の名前は記載されておらず、一方、同名簿において健康保険の整理番号に欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 1 月 7 日から 32 年 5 月 30 日まで
② 昭和 32 年 11 月 1 日から 36 年 10 月 20 日まで

社会保険事務所で年金記録を確認したところ申立期間については、脱退手当金が支給されていることを知ったが、A社を退職する時は、母と庶務の人と3人で厚生年金保険としてそのまま残すような話合いをした記憶があるので、支給済みとなっているのは、何かの間違いだと思う。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する申立人の勤務していた事業所の厚生年金保険被保険者名簿で申立人の資格取得日の記載がある最初のページから資格喪失日の記載があるページまで全 11 ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 36 年 10 月の前後 2 年以内に資格喪失した者 9 人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、全員に脱退手当金の支給記録が確認でき、いずれも資格喪失日から 5 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後の昭和 37 年 2 月 17 日に支給決定されているほか、社会保険業務センターに保管されている被保険者台帳には社会保険庁業務課から脱退手当金の裁定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険事務所へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から事情を聴取しても、受給した記憶が無いというほかに

脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 3 月 21 日から 42 年 4 月 21 日まで

申立期間について、社会保険事務所へ照会したところ、脱退手当金が支給された記録になっていることを知ったが、脱退手当金の請求手続きをしたり、これを受け取ったりしたことは無いので、申立期間について厚生年金保険を受け取れる被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の事務処理においては、脱退手当金を支給した場合、脱退手当金の請求書類として提出された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされており、申立人が現在も所持している厚生年金保険被保険者証には、当該表示が確認できることから、申立人の意思に基づかないで脱退手当金が請求されたものとは認め難い。

また、申立人の厚生年金保険被保険者名簿の申立人の氏名が記載されているページと前後 5 ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 42 年 4 月の前後 2 年間に資格喪失した者 29 人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、26 人について脱退手当金の支給記録が確認でき、全員が資格喪失日から約 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い上、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から 3 か月後の昭和 42 年 7 月 21 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえず、ほかに申立人に対する脱退手当金の支

給を疑わせる事情は見当たらない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 9 月 1 日から 38 年 3 月 10 日まで
社会保険事務所で、厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間については、脱退手当金として支給済みとの回答があった。
脱退手当金を請求した記憶も受給した記憶も無いので、当該期間を厚生年金保険の年金額に反映する期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する申立人の厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱退・〇〇〇」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立期間後に別事業所で厚生年金保険被保険者資格を取得しているが、その厚生年金保険被保険者記号番号は、申立期間のものとは別番号が新たに符番されていることが確認できる。

さらに申立人は申立期間の事業所を退職後、本来、加入しなければならない国民年金に7年以上にわたり加入しておらず、加入後も未納期間があるなど、年金に対する意識が高かったものとは考え難い上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 8 月 5 日から同年 11 月 5 日まで
昭和 38 年 8 月 5 日から A 社に勤務していたが、社会保険事務所の記録によると同年 11 月 5 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことになる。

申立期間は、試用期間であったと記憶しているが、入社後すぐにけがをして健康保険被保険者証を使用した記憶がある。

厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶はない。

また、A社に照会したところ、「人事記録が保管されていないので申立人の勤務実態及び申立期間当時に試用期間が設けられていたか否かは確認できないが、当社が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書によると、申立人の資格取得年月日は昭和 38 年 11 月 5 日になっていることから、それ以前の厚生年金保険料を給与から控除していたことはあり得ない。」と述べている。

さらに、申立人が一緒に勤務していたという同僚は既に死亡していることから、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用についての事実を確認できる供述を得ることはできない。

加えて、申立人は、けがをして治療を受けた際に健康保険被保険者証を使用したことをもって厚生年金保険に加入していたと主張しているが、当該治療を受けた時期については、急性虫垂炎を患った後であると述べているとこ

ろ、社会保険事務所の記録によると、申立人は、急性虫垂炎により昭和 38 年 12 月 17 日から 39 年 1 月 14 日までの期間に係る傷病手当金を受給していることが確認できる。

このほか、申立人の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 7 月 21 日から同年 11 月 1 日まで

昭和 48 年 6 月から 58 年 11 月まで、A 社に事業主として継続して勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。この間に同社が火事になり、工場は全焼に近い状態だったが、自分は従業員とともに出勤して火災の後始末をしていた。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の複数の同僚の供述から判断すると、申立人が、申立期間において A 社に事業主として勤務していたことは推認できるが、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料はない。

また、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した昭和 49 年 7 月 21 日に同保険の適用事業所に該当しなくなった後、申立人が同保険の被保険者資格を取得した同年 11 月 1 日に再度適用事業所となっており、申立期間については同保険の適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

さらに、社会保険事務所の記録によると、申立人が一緒に勤務していたとする同僚 7 人のうち、申立人の長男、経理担当者、工場長、及びその他の従業員 4 人のうち個人が特定できた 3 人の合計 6 人は、いずれも、当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格得喪年月日は申立人と同日であることが確認できる上、申立期間において同保険の被保険者であった形跡が無い。

加えて、申立人が当該事業所の経理担当者で当時の事情を知る者として挙

げた者は既に死亡しているため、同人から当該事業所に係る厚生年金保険の適用状況及び申立人に係る同保険の加入状況について確認することができないほか、申立人が一緒に勤務していたとする上述の者のうち、個人が特定できるとともに生存が確認された者4人、及び社会保険事務所の記録により申立期間前後において当該事業所で厚生年金保険の被保険者であった者のうち生存が確認された者3人に照会したところ、回答があった3人のうち二人は、いずれも「当時、工場が火災で全焼したため、その後始末をしていた。」と供述している上、このうち一人は、「自分も申立期間について厚生年金保険の加入記録が空白となっているが、これは工場が火災になったためであると思う。この期間については厚生年金保険料を給与から控除されていなかった。」と供述しており、ほかに当該事業所において申立期間の厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情等はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 6 月 1 日から 42 年 8 月 1 日まで

申立期間は、A社にB職として勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。同社にはB職が約 10 人、女性の事務員が二人おり、事務員の一人は自分の当時の妻であった。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人が、申立期間のうち昭和 41 年 9 月 1 日から 42 年 4 月 20 日までA社に勤務していたことは認められるが、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料はない。

また、当該事業所に照会したところ、当時の資料は廃棄されているため、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用状況については確認できないほか、当時の事業主の妻に照会したものの、回答は得られなかった。

さらに、社会保険事務所の記録によると、申立人が当該事業所でB職として一緒に勤務していたとする同僚 3 人のうち一人は、自身が記憶する入社時点から 4 年 3 か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できるとともに、同保険被保険者資格を取得する以前に同保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られないほか、申立人が当該事業所で事務員として勤務していた女性二人のうち一人であったと供述する申立人の当時の妻も、当該事業所において同保険の被保険者であった形跡が無い。この一方で、上述の同僚 3 人のうち、「当時の事業主の甥であった。」との供述が得られた一人は、入社時から同保険の被保険者資格を取得してい

たことが確認できるほか、社会保険事務所の記録により、申立期間において当該事業所で同保険の被保険者であったことが確認できる者（女性）のうち、「事務員であった。」との供述が得られたことから、申立人が記憶する女性事務員二人のうち他の一人であったと考えられる者も、入社時から同保険の被保険者資格を取得していたことが確認できることを踏まえると、当該事業所では、当時、すべての従業員について入社時から同保険に加入させていたものではなく、親族等を優先して加入させる等の取扱いがあったものと考えられる。

加えて、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者原票には、申立人の名前は記載されておらず、一方、同原票において健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情等はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年4月1日から37年6月1日まで

昭和26年ごろA社に入社し、30年4月に運転免許を取得した時点で正社員となり、37年6月までB職従事者として勤務していたが、同社における厚生年金保険の加入記録が確認できない。同社では、個人事業主であった同僚が会社から借りていた車両4台のうち1台に乗っていたが、自分は正社員だったので、同保険にも加入していたはずである。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の複数の同僚の供述から判断すると、申立人が、期間の特定はできないものの、A社でB職に従事していたことは推認できるが、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料はない上、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は、昭和39年3月31日に同保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、申立人がB職として一緒に勤務していたとする同僚については、申立人が名字しか記憶しておらず個人を特定することができないほか、申立人が個人事業主であったとする者（申立人が乗務していた車両を当該事業所から借り受けていた者）、及び社会保険事務所の記録により、申立期間中に当該事業所で同保険の被保険者であったことが確認できる者の供述により、申立人と同様に、当該個人事業主が事業所から借り受けた車両に乗務していたことが判明した他の一人は、いずれも既に死亡していることから、これらの

者から申立人の勤務状況等について確認することができなかった。

さらに、社会保険事務所の記録によると、当該個人事業主であったとする者及び当該個人事業主が事業所から借り受けた車両に乗務していたことが判明した上述の一人については、いずれも、当該事業所において厚生年金保険被保険者であった形跡が無いことを踏まえると、当時、当該事業所では、個人事業主が事業所から借り受けた車両に乗務する者について、厚生年金保険に加入させない取扱いがあったものと考えられる。

加えて、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする申立人の弟、及び社会保険事務所の記録により、申立期間中に当該事業所で同保険の被保険者であったことが確認できるとともに、生存が確認された者8人の合計9人に照会したところ、回答があった6人のうち二人は、いずれも、「当該事業所には約3年間勤務していた。」と供述している一方で、社会保険事務所の記録によると、自身が記憶する勤務期間の最初の7か月しか厚生年金保険に加入していないことが確認できるほか、当該6人のうち他の一人は、「当該事業所には約9年間勤務していた。」と供述している一方で、社会保険事務所の記録によると、自身が記憶する勤務期間の最後の7か月しか厚生年金保険に加入していないことが確認できることから、当該事業所では、従業員に対し勤務していた期間のすべてを厚生年金保険に加入させていない事情がうかがえる。

その上、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は記載されておらず、一方、同名簿において健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情等はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年3月から32年11月まで

昭和31年3月までA農業共済組合に勤務し、厚生年金保険に加入していたが、B農業共済組合に移籍した同月から32年11月までの申立期間については、同保険の加入記録が確認できない。農業共済組合は全国組織であるので、加入記録が確認できないのは社会保険庁の誤りである。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、申立人が申立期間のうち昭和31年7月1日から32年11月29日までの期間についてB農業共済組合において政府管掌健康保険の被保険者であったことは認められるが、同名簿によると、同組合は27年8月1日に任意包括適用事業所として政府管掌健康保険のみの適用を受けて以来、35年9月1日に同保険の適用事業所に該当しなくなるまで、厚生年金保険の適用事業所であった形跡が無いことから、申立人は、申立期間について厚生年金保険の被保険者とはなっていないことが確認できる。

また、申立人が当時一緒に勤務していたとする同僚3人のうち二人は、申立期間において当該事業所で政府管掌健康保険の被保険者であった形跡がなく、当該二人のうち一人は、「当該事業所は厚生年金保険の適用を受けていなかった。」と供述している上、申立期間の一部について当該事業所とは異なる事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できるとともに、他の一人は申立期間において厚生年金保険に加入していた形跡が無い。この一方で、当該同僚3人のうち別の一人は、申立期間において当該事業所で政

府管掌健康保険の被保険者であったことは確認できるものの、厚生年金保険の被保険者であった形跡が無い上、同人は既に死亡していることから、同人から申立人の厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

さらに、当該事業所の被保険者名簿に記載された6人のうち、上述の3人を除く3人は、いずれも、申立期間において当該事業所で政府管掌健康保険の被保険者であった形跡が無いほか、厚生年金保険の被保険者であった形跡も無い上、いずれも所在が不明であることから、これらの者から当該事業所における厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

加えて、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

なお、申立人は、「農業共済組合は全国組織であるため、組合間の移籍により厚生年金保険に未加入となることは考えられない。」と主張するが、農業共済組合は、農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づいて設立される組合法人であり、各組合は相互に独立した組織であることから、当該組合間の移籍を転勤とみなし得るような全国組織ではない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 11 月から 55 年 12 月ごろまで
A社のB営業所には、昭和 54 年 11 月に入社し、55 年 12 月ごろまで勤務していた。当時、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間について、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

昭和 55 年 1 月発行のA社の社内誌の掲載内容及び複数の同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が同社のB営業所に勤務していたことは推認できるが、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無く、申立人も、厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

また、前述の社内誌から、申立期間当時に同営業所には、7人（所長1人、社員1人、パートタイマー2人、アルバイト3人）が勤務していたことが確認できるものの、厚生年金保険に加入していたのは、所長を含む正社員の二人だけであることが社会保険庁のオンライン記録から確認できる。

さらに、社内誌に掲載された同僚のうち、名前が特定できないアルバイト二人を除く4人に照会したところ、申立人と同じパートタイマーであった者及びアルバイトであった者は「自分は、正社員になった時に初めて厚生年金保険に加入した。」と供述している。

一方、当該事業所では「パートタイマーでも法令に従って厚生年金保険に加入させていた。」と供述しているものの、前述の所長は「申立人の勤務は正社員よりも短時間であった。」とし、また、申立人も「入社説明時に、所長から夫の被扶養者からはずれない程度の勤務を勧められ、これに従っ

た。」と口頭意見陳述で供述していることから、申立人が夫の被扶養者からはずれ、独自に厚生年金保険に加入していたとは認め難い。

加えて、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立期間において、申立人の厚生年金保険の加入記録は確認できず、一方、同原票において被保険者の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

その上、当該事業所が加入していた健康保険組合及び厚生年金基金に照会したところ、申立人の加入記録は無い上、申立人の申立期間当時の健康保険証は、申立人の夫が勤務していた事業所が加入していたC国民健康保険組合から交付されていることが同組合の被保険者記録から確認できる。

なお、雇用保険の被保険者記録においても、申立人の当該事業所における加入記録は存在しない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。